

## 山形県消費者教育推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 県内における消費者教育を推進するため、山形県消費者教育推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 消費者教育の総合的推進に関すること。
- (2) 消費者教育推進計画の作成又は変更に関する意見交換に関すること。
- (3) その他消費者教育の推進について必要な事項に関すること。

### (構成等)

第3条 推進協議会は、山形県消費生活審議会（以下「審議会」という。）委員をもって構成する。

- 2 推進協議会の会長は、審議会の会長をもってあてる。
- 3 推進協議会は、会長が招集する。
- 4 推進協議会の座長は、会長が務める。
- 5 会長は、必要があると認めた場合は、第1項に定める者以外の者を推進協議会に出席させることができる。

### (庶務)

第4条 推進協議会の庶務は、防災くらし安心部消費生活・地域安全課において処理する。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営その他について必要な事項は、推進協議会に諮って定める。

### 附則

この要綱は、平成25年9月13日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。